

**適格分割等に係る分割法人等の調整後の
控除未済外国税額及び控除未済税額控除
不足額相当額の計算に関する明細書**

事業年度	年 月 日から	法人名
	年 月 日まで	

適格分割等の別 : 適格分割 ・ 適格現物出資

適格分割等の日 : 年 月 日

分割承継法人等の名称 :

当該法人の 事業年度又は 連結事業年度	当該法人の 控除未済外国税額 及び控除未済税額 控除不足額相当額	当該法人の 調整国外所得金額 又は個別調整国外 所得金額	②のうち 分割承継法人等に 移転する事業に係る 部分の金額	①のうち ないものとされる 金額 ① × $\frac{③}{②}$	当該法人の調整後 の控除未済外国 税額及び控除未済 税額控除不足額 相当額 ①-④
	①	②	③	④	⑤
年 月 日から	円	円	円	円	円
年 月 日まで					
年 月 日から					
年 月 日まで					
年 月 日から					
年 月 日まで					
年 月 日から					
年 月 日まで					
年 月 日から					
年 月 日まで					

**「適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額の計算に関する明細書」
(第 20 号の 4 様式別表 6) 記載要領**

1 この明細書は、政令第 48 条の 13 第 28 項の規定の適用を受ける場合に記載し、第 20 号の 4 様式の明細書に添付してください。

なお、①、④及び⑤の各欄の上段は政令第 48 条の 13 第 20 項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）による改正前の政令第 48 条の 13 第 21 項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第 48 条の 13 の 2 第 1 項の規定による読替え後の政令第 48 条の 13 第 20 項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 20 号の 4 様式の明細書に添付する場合には、「法人名」の欄には当該法人課税信託の名称を併記してください。

3 各欄の記載のしかた

<p>当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①</p>	<p>この明細書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式の⑱の欄の金額を記載します。</p>
<p>当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額 ②</p>	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。</p> <p>(1) 法人税法第 69 条若しくは租税特別措置法第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「令和 2 年所得税法等改正法」といいます。）第 3 条の規定（令和 2 年所得税法等改正法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 69 条若しくは令和 2 年所得税法等改正法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表 6(2)）の 16 の欄の金額</p> <p>(2) 令和 2 年旧法人税法第 81 条の 15 又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 91 若しくは第 68 条の 93 の 3 の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表 6 の 2(2) 付表）の 11 の欄の金額</p> <p>(3) 外国法人 法人税の明細書（別表 6 の 2）の 10 の欄の金額</p>

- この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この明細書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。